

検察の在り方検討会議の提言に対する会長声明

2011年3月31日、法務大臣の私的諮問機関である「検察の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という）から、同大臣宛に「検察の再生に向けて」と題する提言（以下「提言」という）が提出された。

「在り方検討会議」においては、厚労省元局長無罪事件で発生した検察における極めて深刻な問題や、過去の多くのえん罪事件の悲劇を二度と引き起こさないため、取調べ全過程の録画・録音の制度化に向け、活発な議論がなされた。しかし、提言の結論には、取調べの全過程の録画・録音の即時制度化は盛り込まれず、これは、新たな検討の場に先送りされることとなってしまった。また、議論の過程において実施された検察官の意識調査や韓国視察調査の結果についても、それが提言の結論に反映されているとはいえない。

「在り方検討会議」の議論の経緯・展開に鑑みれば、本来今回の提言において、取調べ全過程の録画・録音についての法整備を政府に義務づける提言が行われるべきであった。この点で、本提言の内容は極めて不十分であり、遺憾であるといわざるを得ない。そして、これ以上の先送りは、断じて許されず、新たな検討の場においては、最終答申を待たずして、まず取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の制度化が先行して結論づけられなければならない。

他方、提言は「被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである」との方向を示した。運用面においては、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べ」において「取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うよう努め」て取調べの録音・録画の試行を行い、あるいは、特捜部等において「取調べの全過程の録音・録画を含め」た試行を行うことなどを提言している。

知的障害者、少年、外国人等のいわゆる供述弱者を被疑者とする事件においては、取調べの全過程の録音・録画が行われるべきことは当然のことであり、少なくとも、これを幅広く試行すべしとする提言は、直ちに実行されなければならない。特捜部等における取調べについても、相当数の事件において確実に取調べの全過程の録音・録画の試行がなされなければならない。これは、この提言から当然に導き出される結論である。

もとより、警察による取調べに起因するえん罪が発生していることからすれば、「在り方検討会議」の最大の課題でもあったえん罪の防止は、検察段階だけでなく警察段階においても同様、あるいは、それ以上の課題である。そのためには、警察段階における取調べにおいても、可視化（取調べ全過程の録画・録音）が実現されることが急務である。それによって、えん罪を防止するという課題を現実に

果たさねばならない。

以上述べたことから、当会は、政府に対し、新たな検討の場における議論・検討の進捗状況の如何にかかわらず、今年度の通常国会において、少なくとも、一定範囲の事件について、取調べの全過程の録画・録音を即時に制度化することを強く求める。

また、当会は、今後、新たな検討の場をも含め、全面的な証拠開示制度、取調べの弁護人立会権、被疑者の保釈制度などの諸課題が実現されるべく尽力する。それとともに、取調べ全過程の可視化については、市民とともに、一刻も早く、これを制度化させるため、さらに積極的に取り組んでいく所存である。

2011年（平成23年）4月7日

大阪弁護士会

会 長 中 本 和 洋